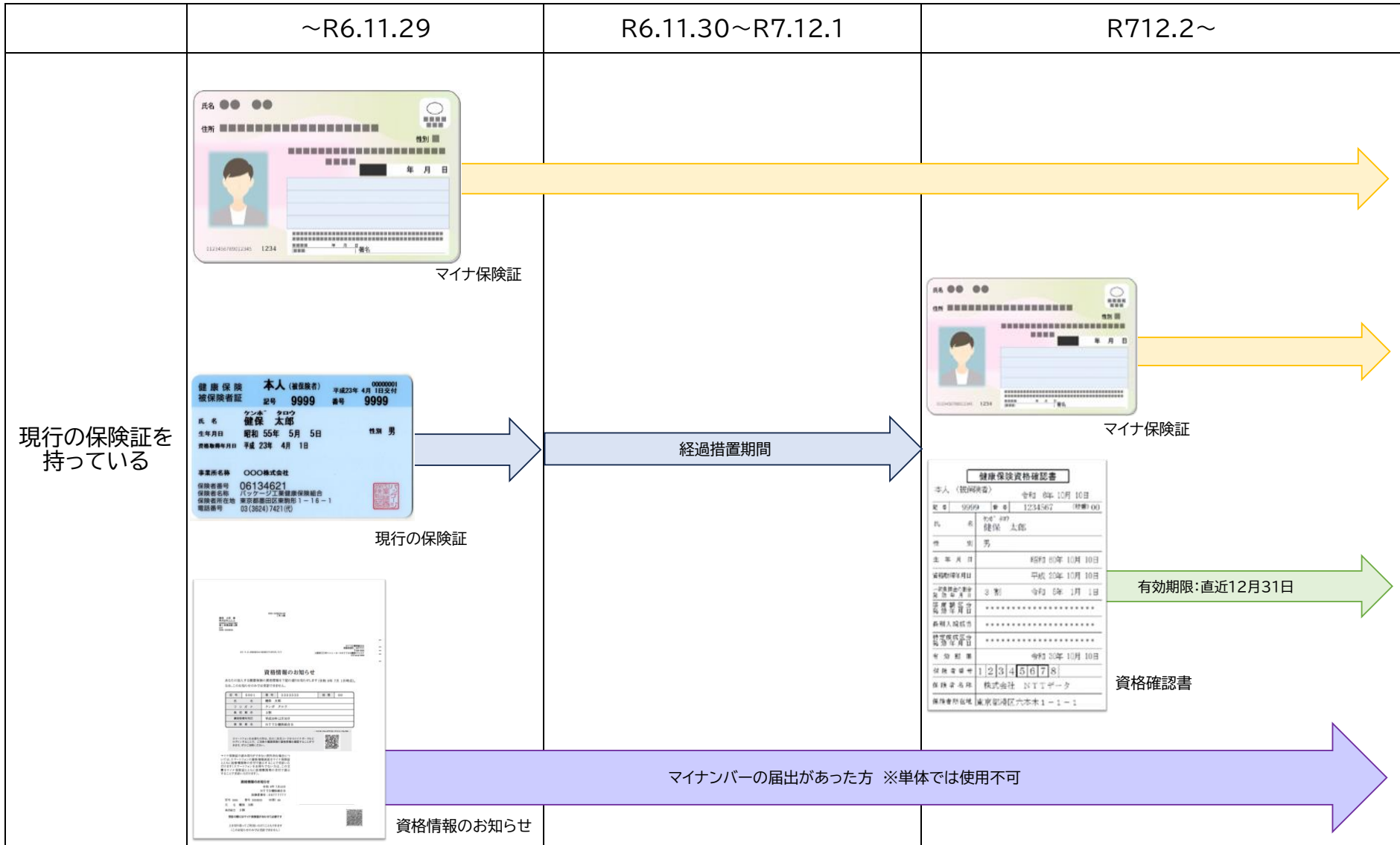



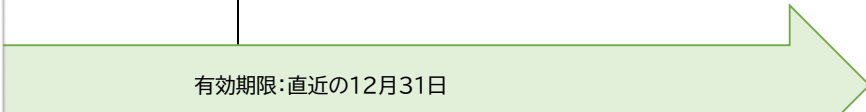

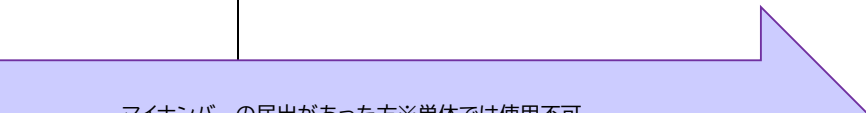


医療機関を受診する際の証類



	~R6.11.29	R6.11.30~R7.12.1	R7.12.2~
<p>現行の保険証を持っていない 令和6年11月30日以降に加入した方</p>		 <p>マイナ保険証</p>	
		 <p>資格確認書</p>	 <p>有効期限:直近の12月31日</p>
		 <p>資格情報のお知らせ</p>	 <p>マイナンバーの届出があった方※単体では使用不可</p>

◀医療機関等を受診する場合に提示する証書一覧▶(R6.12.2 現在)

○ … 受診が可能である証書 / △ … 条件付きで受診が可能な証書 / × … 受診ができない証書

	医療機関等へ受診可能かの判断		使用方法	備 考
	R6.12.2 以降	R7.12.2 以降		
マイナ保険証	○	○	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り	・ 医療機関等の窓口でカードリーダーがない場合、“資格情報のお知らせ”または“マイナポータル(資格情報画面)”と合わせて提示することで受診が可能
資格確認書	○	○	医療機関の窓口へ提示	・ 交付対象者※のみ交付
資格情報のお知らせ	△	△	医療機関にカードリーダーがない場合、“マイナ保険証”と合わせて提示することで受診が可能	・ “資格情報のお知らせ”だけでは医療機関等の受診不可
健康保険被保険者証	○	×	医療機関の窓口へ提示	・ R6.12.2以降、被保険者証の交付なし

《証書の比較(詳細まとめ)》(R6.12.2 現在)

	発行元	証書の発行対象者	有効期限	証書の返却の有無
マイナ保険証	お住いの市区町村	-	期限なし ※ただし、マイナンバーカードの更新あり	-
資格情報のお知らせ	健康保険組合	すべての加入者 ※資格確認書の発行がある場合は発行対象外	期限なし	返却不要
資格確認書	健康保険組合	交付対象者※のみ	発行日から 直近12月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> 有効期限内に資格喪失した場合、証書は当組合へ要返却 有効期限満了後については証書の返却は不要
健康保険被保険者証	健康保険組合	健保へ加入の届出を R6.12.1 (R6.11.29 受付分)までに提出した方	R7.12.1 まで	<ul style="list-style-type: none"> 有効期限内に資格喪失した場合、健保へ要返却 有効期限満了(R7.12.1)後については証書の返却は不要

※ 交付対象者について

- ・マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方を対象に「資格確認書」の発行をしております。
- ・「資格確認書」の発行をご希望される場合は、下記の「交付対象者（A～G）」に該当するか確認いただいたうえで、ご申請ください。
- ・「資格確認書」については、資格取得届または被扶養者（異動）届（扶養認定）を提出する時に発行を希望する申し出がある場合は、「資格確認証」を交付いたします。ただし、発行を希望していなくても職権交付の対象者に該当する場合は「資格確認証」を交付いたします。
- ・「交付対象者」に該当するかご不明な場合は、当組合までお問い合わせください。

◆ 交付対象者

項目	交付理由
A	マイナンバーカードを紛失、または更新中
B	マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある
C	マイナンバーカードを取得していない
D	マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない
E	マイナ保険証の利用登録解除を申請（登録解除者）
F	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ
G	マイナンバーカードを返納

※今後、対象者が拡大する可能性があります。